

香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第17号。以下「条例」という。）第3条、第9条及び第10条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる教育施設の課程でその修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認（期間延長）申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに（当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修の許可を受け、又は国際貢献活動としての奉仕活動への参加が決定されることとなる日が当該自己啓発等休業を始めようとする日の1月前の日後となる場合にあつては、当該許可を受けた日又は参加が決定された日後、速やかに）行うものとする。

2 企業長は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告に係る書類の提出)

第5条 第3条第2項の規定は、条例第8条第1項の規定による報告について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第6条 条例第9条の規定による号給の調整は、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（香川県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第5号）第20条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第7条 自己啓発等休業をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

自己啓発等休業承認（期間延長）申請書

| | | | | |
|------------------------------|--|---|-----------------|-----------------|
| 殿 | | 年 月 日 | | |
| | | 課長等印 | | |
| | | 所 属 職・氏名 ㊟ | | |
| 次のとおり自己啓発等休業の承認の期間の延長を申請します。 | | | | |
| 1 申請の区分 | <input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入） | | | |
| 2 自己啓発等 休業の内容 | 大学等課程の履修 | 大学等の名称 | | |
| | | 大学等の所在地 | | |
| | | 課程（修業年限） | （ 年） | |
| | | 履修の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 国際貢献活動 | 活動組織 | 活動国・地域 | |
| | | | 活動内容 | |
| | | 活動期間 | 国内訓練 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | | | 活動国滞在 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 申請期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 4 延長の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 既に自己啓発等休業をしている期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 5 備考 | | | | |

- 注 1 該当する口には、✓印を記入すること。
- 2 この申請書には、次の書類を添付すること。
 ア 自己啓発等休業に係る大学等課程の履修の許可を受け、又は国際貢献活動としての奉仕活動への参加が決定したことを証する書類
 イ 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間を確認できる書類
- 3 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 4 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 5 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 6 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他企業長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。